

墨田区学童クラブ条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（目的）            第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業として、墨田区学童クラブ事業（以下「学童クラブ」という。）を実施し、児童の健全な育成を図ることを目的とする。</p>	<p>〔同左〕            第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項に規定する放課後児童健全育成事業として、墨田区学童クラブ事業（以下「学童クラブ」という。）を実施し、児童の健全な育成を図ることを目的とする。</p>

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。